



政府が進めている『働き方改革』についての方針は、非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正、賃金引き上げと労働生産性の向上などさまざまあります。中でも、今後ますます進む少子高齢化がもたらす、労働力や人材不足が特に懸念されており、その担い手となる若者や女性の力は元より、いろいろな価値観を持つ人、子育て・介護・病氣治療

「働き方改革」って何？ なぜ必要なの？

自分が働いている会社が変わるのを待っているだけでなく、個人でもできる「働き方改革」はないか考えてみましょう。例えば、
① 仕事内容ややり方を整理し、ムダや改善点はないかを再確認する。
② 仕事後の活動(趣味など)を広げ、メリハリのある働き方をする。

自分にもできる 「働き方改革」はないの？

このような改革をすることで、人材の確保と生産性を高め、日本経済を安定させていくとともに、働く人の収入を安定させ、経済的自立を図ることを目的としています。

中の人、外国の人など、さまざまな人の力が必要となります。それに伴い、誰もが働きやすく柔軟性のある職場環境(在宅勤務やフレックスタイム)と、教育制度や就職支援体制等を整えていかなければなりません。

働き方改革 3 人権コラム

自分らしく働くことが できていますか？

平成28年から「億総活躍社会」の実現のため政府が進めている『働き方改革』において、今回までに「長時間労働の削減」や「子育て・介護等と仕事の両立」等、ワーク・ライフ・バランスについてお伝えしてきました。最終回では、さらに今後の少子高齢化による労働力不足に対応するためにも、若者や女性等がもっと活躍できる職場のあり方や働き方を紹介するとともに、今一度自分の働き方について、振り返っていただきたいと思います。

自分が納得できる 「働き方」をしていますか？

今回を入れて3回、働き方改革についてお伝えしましたが、何よりも大切なことは、**自分自身が、賃金を含め『納得のいく働き方』ができていますかどうか**ということではないでしょうか。そして、もちろん年齢や性別、宗教、障がいの有無等で差別や嫌がらせを受けていないことは言うまでもありません。

- ③ 他の方が残業していても今日の自分の仕事が終わったら帰る。
 - ④ 育児・介護休暇や有給休暇など、必要に応じ申請する。
- 自分から率先して働き方を変えることで、賛同者を増やしていきたいですよ。

有給休暇取得率は

48.7% (厚生労働省の平成28年就労条件総合調査)
※付与日数に対し半分も取得されていない現状。

大阪府最低賃金のお知らせ

都道府県ごとに決められている最低賃金(毎年改訂)は、年齢に関係なく、パート・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

大阪府の最低賃金 1時間 909円です
(平成29年9月30日改訂)

なお、最低賃金は業種により異なり「1時間912円」の業種もあります。

■最低賃金に関するお問い合わせ
大阪労働局(☎06-6949-6502)または最寄りの労働基準監督署へ



Information インフォメーション

生野区人権週間事業講演会 《12月4日～10日は人権週間です》

日時 平成29年12月6日(水) 19:00開演(18:30開場)

場所 生野区民センター
ホール(大阪市生野区勝山北3-13-30)
JR環状線「桃谷」駅から徒歩約15分
市バス(生野区役所)バス停前すぐ



内容 『LGBTってなんだらう?』～私たちができること～
すべての人に「居場所」と「持ち場」のある生野区をめざし、「LGBT」などの性的少数者の方の思いを知り、多様性を認めあう社会について一緒に考えましょう!

講師 藤原 直さん
女性から男性になったトランスジェンダー(性別越境者)。5年前に性別適合手術を受けて、今は戸籍上も男性として生活している。

平成29年6月から8月まで世界のLGBT先進国を巡るプロジェクトで21か国(27都市)を訪問。LGBTの進んだ施策や、海外で自分らしく生きる当事者インタビュー、現地50名からのメッセージを公式HPで発信。「すべての人が自分らしく豊かに生きる社会」をめざして、インターネットラジオ『ゆめのたねラジオ』のパーソナリティ、ライター、ライフビジョンコーチとして幅広く活躍中。



対象 どなたでも 定員 300名【当日先着順】
問い合わせ 生野区役所地域まちづくり課(4階44番)
☎06-6715-9009 ☎06-6717-1163

12月10日から12月16日は、 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

国民的課題である拉致問題の解決をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。私たち一人ひとりがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。本週間のさまざまな取り組みにぜひご参加ください。

問い合わせ 詳しくは、政府拉致問題対策本部ホームページ「北朝鮮による日本人拉致問題」(<http://www.rachi.go.jp/>)や大阪市ホームページ「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」ページ(http://www.city.osaka.lg.jp/s_himin/page/0000414258.html)をご覧ください。



編集後記

今回の特集は、「若者の貧困と人権」。これは社会全体が早急に取り組まなければならない、見過ごすことのできない問題なのだ、この号を通じて実感していただければ幸いです。また、人権コラムで3回にわたりお伝えした「働き方改革」。ワーク・ライフ・バランスについて考え、誰もが働きやすい職場のあり方・働き方の一例を参考に、自分自身にもできる働き方改革に取り組んでいただくことによって、安心して働ける職場が社会全体に今よりももっともっと増えることを願っています。

犯罪被害への理解を深めましょう

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません。犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族の方(犯罪被害者等)が、被害から立ち直り、地域において再び平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、協力が重要です。

大阪市では、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)」にあわせて、犯罪被害者等への市民の理解を深めていただくため、大阪府・堺市・大阪府警察や、民間支援団体である大阪被害者支援アドボカシーセンターなどと連携して、さまざまな啓発活動を実施しています。

また、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになっていただくため、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談をお受けしています。

なお、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合についても、ぜひご相談ください。

身近に被害者がいた場合に、 私たちにできること

被害者を傷つけてはいけなさと距離を置くのではなく、普段通りに接することが大切です。そして、被害者が自分の気持ちを話し始めたら、ゆっくりと聴いてください。被害者の話をさげざり、興味本位に詮索せず、そのまま受け止めてください。

〔認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター啓発資料より抜粋〕



●犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

時間 9:00～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)
問い合わせ 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課(大阪市役所4階北側)
☎06-6208-7619 ☎06-6202-7073

拉致問題を考える国民の集いin大阪

北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、拉致問題に対してみなさまにより一層の関心を持っていただき、世論の高まりをめざして、拉致問題を考える国民の集いを開催します。

日時 平成30年2月17日(土) 15:00～16:30
場所 KKRホテル大阪(大阪市中央区馬場町2-24)
問い合わせ 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課(大阪市役所4階北側)
☎06-6208-7619 ☎06-6202-7073

5 5 0 8 7 9 0

527

料金受取人払郵便

大阪西局承

1183

差出有効期間
平成30年3月31日まで
(切手不要)

大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター 行



※個人情報の取扱いについて…アンケートから取得しました個人情報は、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱います。ご住所・お名前についてはプレゼントの発送ために使用します。年齢については情報誌にかかる統計データ作成のために使用します。

楷書ではっきりとご記入ください。

ご住所 〒	
お名前	年齢 歳

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関する
ことでお悩み、お困りのことがあれば、お
気軽にご相談ください。まずはお電話を！
専門の相談員が対応します。
電子メールによる相談もできます！



専門相談員による人権相談

相談専用電話番号 **06-6532-7830**
相談専用FAX番号 **06-6531-0666**
相談時間 月～金 / 9:00～21:00
日・祝日 / 9:00～17:30
※土曜日、年末年始(12/29～1/3)・施設点検日は休業
※人権相談の受付は、相談時間終了の**30分前**までです。

人権相談のほか、人権に関するパンフレット
の提供や人権啓発ビデオ・DVDの貸出しも
行っています。
研修会などにぜひ、ご活用ください。

人権啓発事業に関するお問い合わせ

電話番号 **06-6532-7631**
FAX番号 **06-6532-7640**
開設時間 月～金 / 9:00～17:30
※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休業

おともだちになっ
てね♪

大阪市人権啓発・相談センター LINE@

友だち追加
ID・QRコード

大阪市の人権に関する取り
組みや人権問題のトレンド・
クイズなどを掲載していま
す。週1回配信しています！

@hlv4189u

読者の「もっと知りたい!!」にお答えします!

はがきやウェブサイトでのアンケートからいただいた
ご感想・ご意見をもとに、誌面には掲載しきれなかつ
た情報や、みなさまの「もっと知りたい」情報を大阪市
ホームページに掲載していきます。ぜひご覧ください。
また、これまで発行した「KOKOROねっと」のバックナンバー
についても、大阪市ホームページに掲載しています(平成22
(2010)年6月発行No.5より)。過去に特集した内容やインター
ビュー記事などで、ご参考になるものがあるかもしれません
ので、ぜひご覧いただければと思います。

バックナンバーはこちら
[http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/
page/0000234332.html](http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000234332.html)

もっと
知りたい!!

大阪市人権啓発・相談
センター ホームページ

大阪市市民局 Facebook

スマートフォン(パソコン)
QRコード

ケータイ
QRコード

ケータイ、スマートフォン(パソコン)
などウェブサイトからも下記アン
ケートにお答えいただくことがで
きます。専用フォームに入力するだけ
で簡単に応募できます。

アンケートに答えて「Quoカード」をゲットしよう。No.35 プレゼント付きアンケート!!

- 質問1
この情報誌を、どこで入手されましたか?
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)
- 質問2
この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか?
(複数回答可)
- 質問3
あなたは、人権に関心がありますか?
- 質問4
この情報誌を読んで人権への理解に役立ちましたか?
- 質問5
この情報誌を読んで人権に興味・関心がわき、次号も読んで
みたいと思われましたか?
- 質問6
今後もこのような情報誌を発行したほうが良いと思いますか?
- 質問7
この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容
やご要望をお書きください。

- ## KOKOROねっと No.35 アンケートはがき
- 下記事項のあてはまる番号を○で囲むか、必要事項をご記入ください。
- 1 1 駅構内 2 市・区役所 3 図書館 4 学校、職場
5 大阪市ホームページ
6 その他()
- 2 1 巻頭特集(P.1～4) 2 ヒューマンインタビュー(P.5～6)
3 大阪市からのお知らせ「人権週間」(P.7)
4 各区の取り組み(P.8) 5 人権コラム(P.10)
6 その他()
- 3 1 関心がある 2 すこし関心がある
3 あまり関心がない 4 関心がない
- 4 1 とても役に立った 2 役に立った
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった
- 5 1 ぜひ読みたい 2 どちらかといえば読みたい
3 どちらでもよい 4 読みたいとは思わない
- 6 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
- 7 いただいた感想・ご意見等について、無記名の情報として、本誌や大阪市ホームページ上に
掲載する場合があります。掲載に同意される場合は右の□にチェック✓を入れてください▶

右のはがきまたは携帯電話などからも応募できます。
アンケートの答えとはがき表面に必要な事項(ご住所・お名前・年齢)を
ご記入の上、はがきについてはキリトリ線にそって切り取り、ポストに
投函してください(切手不要。応募はいずれかお1人1回)。抽選で
Quoカード(10名様に2,000円相当)をプレゼントします。なお、当選
発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。
応募期限：平成30(2018)年1月31日(水)

◆次回のKOKOROねっとNo.36は、平成30(2018)年2月発行の予定です。
主な設置・配付場所:市役所、区役所、大阪市営地下鉄駅構内、市立各図書館等